

成年後見抜本改革に向けての取組み

ードイツを参考としてー

○ 介護保険学び舎 越川文雄 (8427)

キーワード：基本的現代化、法的な「意思決定支援」、選択的に国民が利用できるような仕組み

1. 研究目的

我が国は遠からず障害者権利条約による国連委員会からの第 1 回勧告を受けることになる。既にそのための事前質問事項を提示され、後見については厳しい対応が求められている。わが国がこれまで範としてきたドイツは、「高齢化津波」(elder tsunami)襲来に備え後見法に代わる世話法（原則、法的な「意思決定支援」）という成年者保護法制へ脱皮したにもかかわらず、第 1 回の国連勧告を受け障害者権利条約整合化に向けたプロジェクトを進め、その結果を踏まえ世話法改正案を連邦政府として取り纏め、その成立に向けて準備を進めつつある（施行は 2022 年以降になるだろうと予測されている）。

我が国は、2016 年に成年後見利用促進法を制定し、（ドイツ世話法の利用実績を参考とし）利用促進体制整備に努めている。更に中長期的な視点をもって取り組むべき内容について、近く国の専門家会合で議論されることになっている。この議論に於いては、2019 年の「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」成立の国会付帯決議により前述の国連勧告に対し適切な対応を行うよう求められており、制度の基本的在り方に戻り抜本見直しをも含めることを期待したい。

これから始まるであろう障害者権利条約整合化に向けての国内議論に備え、ドイツの取組み事例を通して問題点整理を試みた。

2. 研究の視点および方法

上記の問題意識の下、主として権利条約整合化の視点から見たドイツ世話法と我が国後見制度との相違点と国連勧告後のドイツ政府の取り組み姿勢についての注目点につき整理を試みた。主にインターネット検索、政府等の関連委員会等を活用して調査を行った。

3. 倫理的配慮

本研究の実施、成果発表に当たっては「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守すべく最大限の注意を行なう。

4. 研究結果

I 国連権障害者利条約関係の経緯

(1) 2006 年国連総会採択ー2008 年発効ー2014 年 12 条一般的意見採択ー2018 年同意見
修文⇒修文についての国際的議論が見られるが、国内での議論は無いのでは？

(2) ドイツの対応：2009 年批准ー2013 年第 1 回政府報告提出ー2014 年国連より事前質問事項受領ー2015 年国連第 1 回勧告⇒第 2 回政府報告については情報入手出来ていない。

(3) 日本の対応：2014 年批准ー2016 年第 1 回政府報告国連に提出ー2019 年国連より事前質問事項受領ー2021 年国連第 1 回勧告予定

Ⅱ ドイツ世話法

（１）法的な「意思決定支援」との関係：世話法は、1992 年施行以来、後見法から脱皮、原則としては法的な「意思決定支援」に位置づけ。

①原則、権利制約なし。例外、同意権留保（取消権付与）②代理権付与③低所得者を主に対象⇒我が国日常生活自立支援事業より付与可能代理権範囲大。同意権留保が日本の法定後見相当？日本の法定後見は同意権留保より利用件数大。利用促進からクリアリングへ？

（２）必要性・補充性原則の法文化（民法 1896 条 2 項）：社会法上の援助を優先⇒我が国の民法、成年後見利用促進法は、補充性の対象を任意後見のみに限定、その他は対象外。

（３）第 1 回国連審査時の問題点：①自然的行為無能力②同意権留保⇒いずれも結論不明だが、今回法改正案では存続。我が国では民法改正で①類似の意思無能力法理の法文化。

（４）国連勧告後制度見直しのため政府が取り組んだ 2 つのプロジェクト

①法的世話における質 ②世話法実務における補充性原則の、優先させるべき『その他の援助』との関連での運用⇒①については、我が国でも報告書等の紹介あり。②についての情報なし。これら基本論を踏まえた類似の調査研究の我が国における存否は不明。

（５）事実上の後見：明示の代理権授与が無い、黙示による代理権授与が認められる方向。⇒日本向け国連事前質問事項ではその廃止が求められている。科研費による海外調査例有。

（６）世話法改正のポイント（連邦政府法律草案提案理由における記述）

「基本的な現代化必要・・・権利条約 12 条の範囲で本人の自己決定を強化・・・法的世話の質向上と必要性原則のより良い実施。特に社会法との接点において世話人は本人保護の為に必要な場合にのみ任命されるよう保障する。」⇒国の専門家会議議論は、逆方向では？

5. 考察

（１）イノベティブな発想重視

樋口教授（2020）は、今後の認知症対策の柱として法定後見を考えた場合の実現可能性を単純に考察し「成年後見の利用促進をいくら促進しても・・・社会的状況に対応できないことは明確」「伝統的な法的対応すなわち法律ができて制度が定められたからには、それがどんなに無理なものであっても、推進するという呪縛に捉われているとしか思えない。ほかの手段・方法も提供し、選択的に国民が利用できるような仕組みを考えることが必要不可欠」と記述しているが、日本社会全体が同様な認識を大前提として共有すべきであろう。

（２）後見抜本改革に向けて福祉分野専門家の積極的な提言

海外情報収集、分析、発信、後見抜本改革提言に福祉専門家も積極的に取り組むべし！！

《参考文献》

（1）*Bundesrat Drucksache (2020) Gesetzentwurf der Bundesregierung Entwurf eines Gesetzes zur Reform des Vormundschafts- und Betreuungsrechts*「連邦政府草案—後見と世話法改革に関する法律草案」田山輝明他訳『比較後見法制』（比較後見法制研）14

（2）樋口範雄（2020）『高齢者の自律と日本経済』21 世紀政策研究所